

平成28年1月4日

長崎県病院企業団企業長
米倉正大様

長崎県病院企業団個人情報保護審査会
会長 中原重紀

保有個人情報の開示の諾否決定に対する異議申立てについて（答申）

平成27年1月14日付け26本総第193号で諮問がありました標記の件
につきまして、当審査会として慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

答申（不）第2号

第1 審査会の結論

長崎県病院企業団企業長（以下「実施機関」という。）が平成26年10月20日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）により不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

申立人は、平成26年10月7日付けで、長崎県病院企業団個人情報保護条例（平成22年長崎県病院企業団条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「治療開始に不可欠な措置入院に至る経緯及び手続書等」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の概要

実施機関は、本件開示請求について条例第12条第1号又は同条第5号を根拠に本件処分を行い、申立人に通知した。不開示とした情報及び根拠は、次のとおりである。

(1) 措置入院決定に係る関係書類

① 精神障害者等の保護に関する通知書

ア 条例第12条第5号を根拠に不開示とした情報

（ア）別紙（本件の認知、保護時の状況、精神障害者の病歴）

② 精神障害者調査書

ア 条例第12条第1号を根拠に不開示とした情報

（ア）調査対象者（保護者氏名、続柄、職業、保護者住所、生年月日・年齢、被保険者等の別）

イ 条例第12条第5号を根拠に不開示とした情報

（ア）調査員職氏名及び印影

（イ）精神障害者に対する保健所長の意見

（ウ）家族歴

（エ）生活歴及び既往歴等参考事項

（オ）過去の入院経過歴等参考事項

（カ）現在の服薬処方内容

③ 措置入院に関する診断書 2部

ア 条例第12条第1号を根拠に不開示とした情報

（ア）精神保健指定医の氏名及び印影

イ 条例第12条第5号を根拠に不開示とした情報

- (ア) 病名
- (イ) 生活歴及び現病歴
- (ウ) 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数
- (エ) 重大な問題行動
- (オ) 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像
- (カ) 診察時の特記事項
- (キ) 診察に立ち会った者
- (ク) 職員氏名

3 異議申立て

申立人は、平成26年12月19日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 部分開示では記載されている内容がわからない。もし、事実でないと思料される事項が記載されているとすれば、証拠等に基づいた訂正請求を県民として行うべきと考えている。
- (2) この是正手続には、個人情報の開示を受け、記載されている概要を知ることが不可欠である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において説明した不開示理由の内容は、おおむね次のとおりである。

1 精神障害者等の保護に関する通知書

本公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条に基づき、佐世保警察署長が実施機関に対し申立人の保護の状況等を通知したものである。

(1) 「別紙（本件の認知、保護時の状況、精神障害者の病歴）」

これらの情報は、警察が申立人を保護した経緯や警察が関係者等から聴取した情報である。これらの情報を後日申立人が知りうることを前提とすれば、警察官がその率直な情報を通報書に記載することをためらうことが予想され、その結果、実施機関において措置診断の要否を正確に判断することができな

くなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第12条第5号に該当するものとして不開示とした。

2 精神障害者調査書

本公文書は、法第27条に基づき、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の可否を実施機関が判断するための調査書である。

- (1) 「調査対象者（保護者氏名、続柄、職業、保護者住所、生年月日・年齢、被保険者等の別）」は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第12条第1号に該当するものとして不開示とした。

また、「調査職員氏名及び印影」、「精神障害者に対する保健所長の意見」、「家族歴」、「生活歴及び既往歴等参考事項」、「過去の入院経過歴等参考事項」及び「現在の服薬処方内容」は、実施機関職員の氏名、実施機関が関係者等から聴取した情報及び本人の保護の任に当たっている者（以下「保護者」という。）に関する情報である。これらを開示した場合、申立人とこれらの者の間にきれつが生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障を来し、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第12条第5号に該当するものとして不開示とした。

3 措置入院に関する診断書 2部

本公文書は、指定医2名が法第27条に基づき実施した措置入院のための診断において作成された診断書である。

- (1) 「精神保健指定医及び印影」は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第12条第1号に該当するものとして不開示とした。
- (2) 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「診察に立ち会った者」及び「職員氏名」は、実施機関職員の氏名及び診察に立ち会った者に関する情報である。これらを開示した場合、申立人とこれらの者の間にきれつが生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障を来し、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第12条第5号に該当するものとして不開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、長崎県病院企業団の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、長崎県病院企業団の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあつては、本人の個人情報について開示を原則とする理念のもと解釈及び運用されなければならない。

2 本件異議申立ての対象となる公文書について

本件異議申立ての対象となる公文書（以下「対象公文書」という。）は、実施機関が特定した公文書の全てであると認められる。

3 措置入院について

(1) 措置入院の手続は次のとおりである。

- ① 法第22条から第26条の3の規定において、何人も精神障害者又はその疑いのある者について、指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事（以下「知事」という。）に申請することができることや、警察官は精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という。）があると認められる者について、知事への通報をしなければならないこと等が定められている。
- ② 法第27条の規定において、知事は、上記①の申請、通報等があった者について調査し、必要があると認めるときは、指定医に診察をさせなければならないことが定められている。
- ③ 法第28条の規定において、上記②の診察をさせるにあたって、保護者がいる場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならないこと、後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者及び保護者は、当該診察に立ち会うことができることが定められている。
- ④ 法第29条の規定において、知事は、上記②の診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができ、また、この場合において、知事はその者を入院させるには、2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことが定められている。

(2) 対象公文書の性質について

対象公文書は、上記(1)の諸手続において作成されたものであり、次の性質を有すると認められる。

- ① 措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められ、本人の意思にかかわらず公権力によって強制的に入院させる制度であることから、一般に、本人が当該措置に納得しない場合が想定される。
- ② 上記①の性質上、措置入院の審査に際しては、極めて厳格かつ適正な手続を経ることが必要となり、これを担保するため、措置入院等の手続を行うにあたって作成される文書に記載される情報は、本人の意向にとらわれず、客観的かつ具体的で詳細な内容であることが要求され、高い秘匿性のもとに取り扱われることが必要とされるものである。

4 条例第12条各号の該当性について

以上を踏まえ、本審査会は、条例第12条各号の該当性について以下のとおり判断した。

(1) 条例第12条第1号を根拠に不開示とした情報

条例第12条第1号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を不開示とする旨定めたとえ、同号ただし書きにおいて、次のアからウのいずれかに該当する情報については、不開示とすべき情報から除外している。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分したところ、指定医及び職員の氏名及び印影であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報と認められ、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

よって、本情報を実施機関が不開示としたことは、妥当である。

(2) 条例第12条第5号を根拠に不開示とした情報

条例第12条第5号は、企業団、長崎県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

本号を根拠として不開示とした情報について、次のとおり判断した。

① 精神障害者等の保護に関する通知書における不開示情報

本情報を実際に見分したところ、警察が申立人を保護した経緯や警察が関係者等から聴取した情報であると認められる。

これを開示した場合、警察が客観的かつ具体的で詳細な情報を本通知書に記載することを躊躇することが考えられ、措置診断の要否判定の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

② 精神障害者調査書における不開示情報

本情報を実際に見分したところ、実施機関職員の氏名、実施機関が関係者等から聴取した情報、保護者に関する情報であると認められる。

これを開示した場合、入院措置に不満を持つ本人とこれらの者の間に軋轢が生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされ、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなることが考えられ、措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

③ 措置入院に関する診断書における不開示情報

本情報を実際に見分したところ、指定医2名の診断に関する情報及び診察に立ち会った者に関する情報であり、本文書に記載される情報は、本人の意向にとらわれず、客観的かつ具体的で詳細な内容であることが要求され、高い秘匿性のもとに取り扱われることが必要とされる情報であると認められる。

これを開示した場合、入院措置に不満を持つ本人とこれらの者の間に軋轢が生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされ、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなることが考えられ、措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は本号に該当し、これを実施機関が不開示としたことは妥当である。

5 結論

以上のことから、上記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成27年1月14日	実施機関から諮問書を受理
平成27年3月5日	審査会（審査）
平成27年12月15日	審査会（審査）
平成27年12月25日	答申

答申に関与した長崎県病院企業団個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
中原重紀	長崎県弁護士会 弁護士	
實原隆志	長崎県立大学 シーボルト校 准教授	
村下晃	元長崎県監査事務局長	
川口充子	長崎県人権擁護委員連合会 人権擁護委員	
今福雅彦	長崎新聞社 取締役編集局長	